

財団法人島根教育学術文化国際交流基金寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人島根教育学術文化国際交流基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県松江市西川津町1060島根大学事務局内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、島根における国際交流に関する事業を実施・助成し、もって島根の教育・学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 諸外国への研究・教育者等の派遣並びに招へい事業
- (2) 学生・生徒の国際交流を推進するための事業
- (3) 諸外国との学術・文化資料の交換等に関する事業
- (4) 島根に在住する外国人研究者及び留学生に対する援助事業
- (5) 小泉八雲に関する資料蒐集並びに学術研究
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 この法人の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受

けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れるか、信託会社に信託するか、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第11条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後2か月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、顧問及び職員

(役員の種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内(理事長1名、副理事長3名及び専務理事1名を含む。)

(2) 監事 2名

(役員の選任)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。

3 専務理事は、理事のうちから、理事長が指名する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指定した副理事長がその職務を代理する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成して、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 役員に、この法人の役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(役員に対する報酬)

第18条 役員には、報酬を支給しない。

(顧問)

第19条 この法人に、顧問を置く。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、この法人の業務の運営に関し意見を述べることができる。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事その他の理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、理事に対し、あらかじめ会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむをえない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任する

ことができる。

2 前項の場合において、前2項の規定の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事について記事録を作成し、出席理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印するものとする。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、教育委員会の許可があったとき解散する。

2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、かつ、教育委員会の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、教育委員会の設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。

役 員 名 簿

(順不同)

理事(理事長)	山 田 一 郎	(島根大学長)
理事(副理事長)	安 達 一 明	(島根県立島根女子短期大学長)
理事(副理事長)	岸 田 貞 夫	(島根経済同友会代表幹事)
理事(副理事長)	原 田 馨	(島根大学法文学部・理学部後援会長)
理事(専務理事)	渋 谷 健三郎	(島根大学事務局長)
理事	當 木 哲 夫	(島根県商工会議所連合会幹事長)
理事	光 田 功	(島根大学法文学部・理学部後援会事務局長)
理事	紫 民 芳	(島根大学教育学部後援会長)
理事	佐 原 照 久	(島根大学農学部後援会長)
理事	庄 司 保 親	(旧制松江高等学校同窓会副会長兼山陰支部長)
理事	池 野 誠	(島根大学法文学部同窓会長)
理事	金 山 千	(島根大学教育学部同窓会長)
理事	入 江 勝 仁	(島根大学理学部同窓会長)
理事	佐 川 安 弘	(島根大学農学部同窓会長)
理事	内 藤 正 中	(島根大学法文学部長)
理事	島 田 雅 治	(島根大学教育学部長)
理事	大久保 雅 弘	(島根大学理学部長)
理事	田 中 禮次郎	(島根大学農学部長)
監事	深 野 和 夫	(島根経済同友会代表幹事)
監事	仙 田 正	(島根大学会計課長)